

○国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター  
料金規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第67号

最終改正 令和8年3月12日規程第20号

国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター料金規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター規程(平成17年規程第6号)第5条の規定に基づき、保健科学部附属東西医学統合医療センター(以下「センター」という。)において徴収する診療等に関する料金の額及び徴収方法について定めるものとする。

(診療等の料金)

第2条 センターにおいて徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき定められた診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第1医科診療報酬点数表に定める点数に10円(交通事故における自費診療にあつては20円)を乗じて得た額(ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じ得た額)とする。

(1) 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)

イ 普通診断書料	1通につき	3,300円
ロ 死亡診断書(死体検案書)料	〃	6,600円
ハ 証明書料	〃	3,300円
ニ 特殊診断書料	〃	6,600円
ホ 特殊証明書料	〃	4,400円
ヘ 特定疾患診断書料(個人調査票)	〃	4,400円
ト 弁護士からの照会文書料(複写料は別途)	〃	6,600円

(2) 保険会社又は弁護士の医師面談料 30分につき 11,000円

(3) 診療録等複写料(電子式複写,モノクロ)

A3判以下の用紙 1枚につき 10円

(4) 薬剤容器料 1個につき 110円

(5) X線電子複写料 電子媒体1枚につき 1,100円

(6) 施術料

イ はり師、きゅう師の施術	1回につき	3,300円
		(本学学生は 1,100円)
ロ あん摩・マッサージ・指圧師の施術(30分間)	1回につき	3,300円
		(本学学生は 1,100円)
あん摩・マッサージ・指圧師の施術(60分間)	1回につき	5,500円

(7) 治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金 第1項の本文に規定する料金の額を準用する。

(8) 検査

イ	ポリグラフ検査（動脈硬化検査）	1回につき	3,300円
ロ	ツベルクリン反応検査	//	4,000円

(9) 薬価基準に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法等と異なる用法等で投与する薬剤料 薬価基準に準じた額

(10) 患者の不安を軽減する必要がある場合であり、患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして医科点数表に規定する回数を超えて行う次の診療行為

腫瘍マーカーのうちの次の検査料 診療報酬点数に準じた額

イ  $\alpha$ -フェトプロテイン（AFP）

ロ 癌胎児性抗原（CEA）

(11) インフルエンザ予防接種料 3,000円  
予診のみ 1,790円

(12) 肺炎球菌予防接種料 11,000円

(13) ワクチン接種料

イ	麻疹	1回につき	5,000円
ロ	風疹	1回につき	5,000円
ハ	麻疹風疹混合	1回につき	10,000円
ニ	水痘	1回につき	8,000円
ホ	流行性耳下腺炎	1回につき	5,000円
ヘ	B型肝炎	1回につき	5,000円
ト	新型コロナウイルス	1回につき	15,300円

(14) 一般健康診断 12,000円

イ 項目 医師問診：業務歴及び既往歴の調査、自覚症状・他覚症状の有無

身体測定：身長・体重・BMI・腹囲・視力検査・聴力検査

尿一般検査：尿糖、尿蛋白、尿潜血、ウロビリノーゲン

循環器系検査：血圧・心電図検査

呼吸器系検査：胸部X線検査（直接撮影1方向）

血液検査

貧血検査：白血球数、赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット

肝機能検査：AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GTP

血中脂質検査：中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール

糖代謝検査：空腹時血糖

腎機能検査：クレアチニン

ロ 追加または省略する項目がある場合には、該当項目について追加検査または省略することができる。その場合、料金は自費（医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額）にて算定する。

2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度学長が定める。

（徴収の時期）

第3条 診療等の料金は、原則として診療等を行った日に徴収とする。

(細目)

第4条 この規程の実施に関して必要な細目は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。